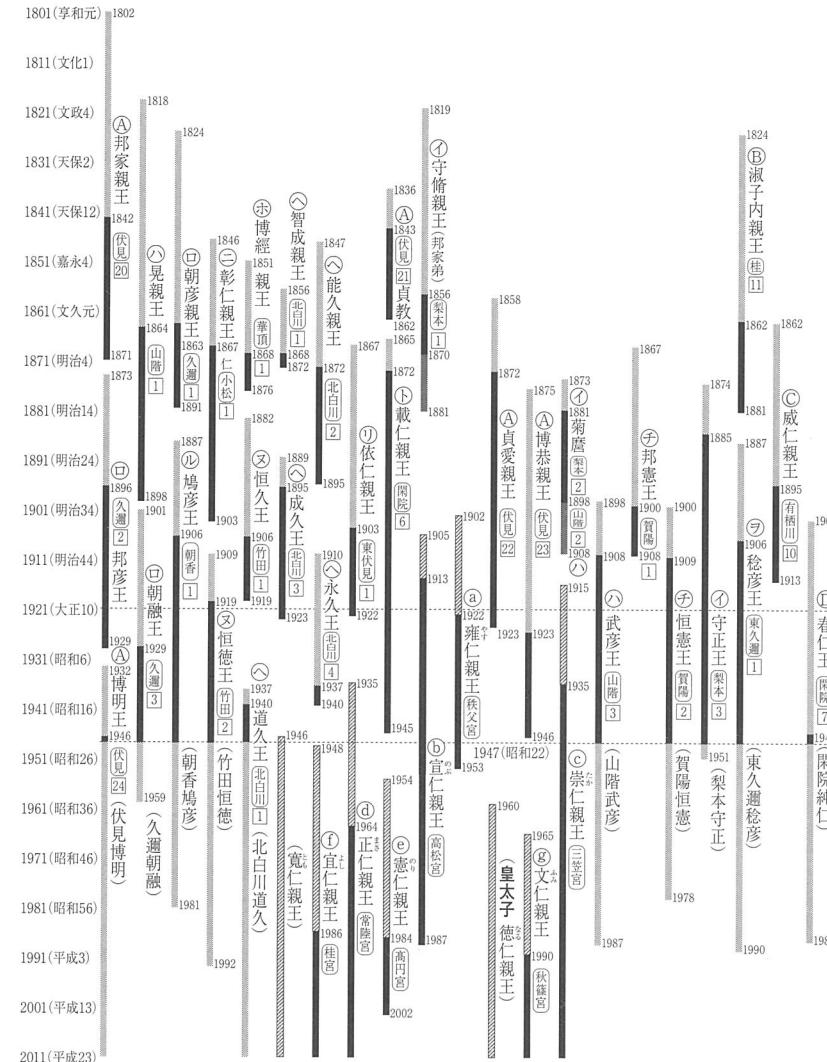


近現代の宮家当主の在世年表



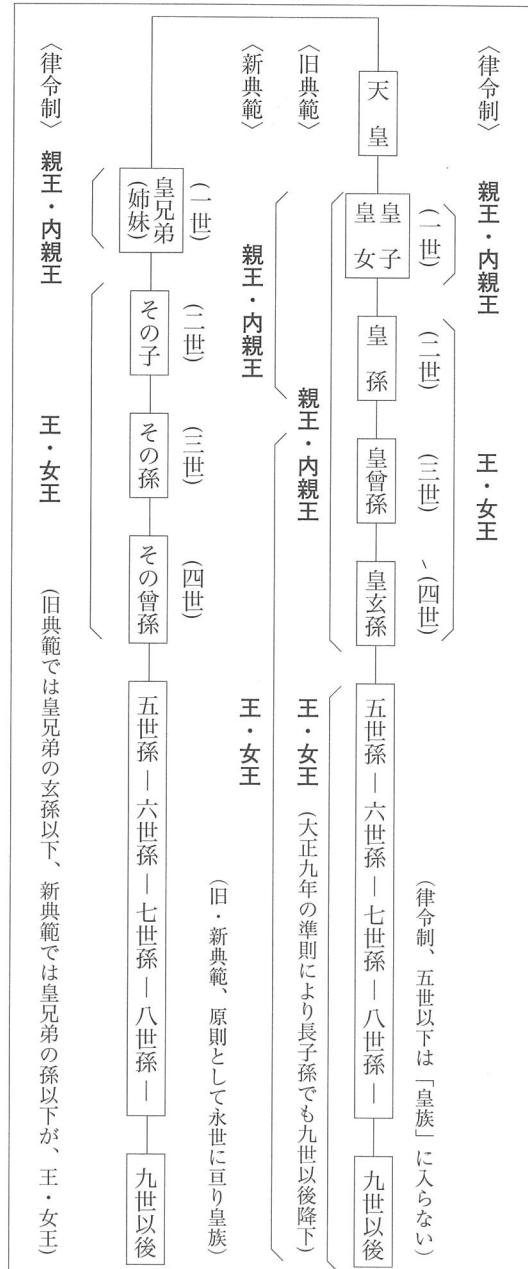
六章 「皇族降下の施行準則」解説

「皇族」とは、簡単にいえば「天皇の一族」である。ただ、一族といつても、一般の国民と異なる格別な身位である。それも制度上、時代的な変遷がみられ、その適正な在り方は今後とも重要な意味をもつてている。

一 皇族の範囲の変遷

大宝・養老の「繼嗣令」によれば、天皇（女帝も含む）一族のうち、皇子（皇女）と兄弟（姉妹）が「親王」（内親王）であり、また皇孫（一世）・皇曾孫（三世）・皇玄孫（四世）までが「王」（女王）として区別され、併せて「皇親」（天皇の親族）と規定している（臣下の女子は后妃となつても「皇親」ではない。逆に皇親の女子は臣家に降嫁しても皇族の身分・尊称を保持することが認められた）。この令制は基本的に長らく続いてきた。けれども、平安初期から皇子・皇女（一世）にも賜姓が行われ、逆に鎌倉時代から世襲の親王家が成立している。

やがて明治二十二年（一八八九）制定の『皇室典範』で、それが大きく改められた。その第七章「皇族」の第三条に「皇族と称ふるは、太皇太后・皇太后・皇后・皇太子・皇太子妃・皇太孫・皇太孫妃、親王・親王妃、内親王、王・王妃、女王を謂ふ」とある。（原文の片カナを平がなに改め、句読・濁点を付した。以下同じ）これによつて、「皇親」の皇子に入嫁した后妃も加えて「皇族」と定



〈律令制〉 親王・内親王

王・女王

（旧典範では皇兄弟の玄孫以下、新典範では皇兄弟の孫以下が、王・女王）

親王・内親王

王・女王

（旧・新典範、原則として永世に亘り皇族）

親王・内親王

王・女王

（律令制、五世以下は「皇族」に入らない）

められたことになる。（逆に皇統の女子でも臣家に降嫁すれば皇族でなくなる）。

また第三一条に「皇子（一世）より皇玄孫（四世）までは、男を親王、女を内親王とし、五世以下は男を王、女を女王とす」と定められている。これによつて、天皇（女帝は否認）の系統で、その一世から四世までを「親王」「内親王」とし、五世以下は永世にわたり「王」「女王」として扱われるこになつたのである。これを「永世皇族制」という。

一方、昭和二十二年（一九四七）日本国憲法に伴う法律として制定された新『皇室典範』は、大筋において旧典範を受けついでいる。たとえば、第二章「皇族」をみると、第五条が旧第三〇条とほぼ同趣。また第六条は「親王」「内親王」の範囲を旧第三一条より狭く「皇孫」（一世）までと改めたが、それ以下を「王」「諸王」として扱う「永世皇族制」には変わりがない。なお、新旧とも、皇族女子は降嫁により皇籍を離れなければならないとしている。

二 明治天皇の御転念

ところが、この永世皇族制には、すでに旧典範の制定段階から異論があつた。宮内庁編『明治天皇紀』第七（吉川弘文館、昭和四十七年刊）をみると、明治二十一年五月二十五日条には、『皇室典範會議筆記』『侍従日録』『土方久元談話筆記』などを典拠として、次のごとく記されている（傍線・傍点を私に付す）。

枢密院に臨御、皇室典範案を諮詢したまふ。
……

会議八日間……毎日二回（計五時間）……天皇毎回臨御して其の議を聴召され……疑義あれば翌朝（議長伊藤）博文を召してそれを質し……更に攻究せしめたまふ。

一日、典範第三十三条「皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマデハ、生レナガラ男ハ親王、女ハ内親王ト称フ。五世以下ハ（永世）生レナガラ王・女王ト称フ」の条を議す。内大臣公爵三条実美曰く、「此の如くんば、皇族は百世の後に至るも皇族たり。枝葉繁盛の極、或は支給豊かならず、卻りて其の体面を汚すが如きことなきを保ぜず。……五世以下、姓を賜ひて臣下に列するを可とす」と。宮内大臣子爵土方久元等、大に之れを賛す。

(典範草案起草主任) 井上毅、原案を説明し、「皇族賜姓の事は古制に存せざる所にして……皇族の繁栄は国家のため卻りて賀すべきにあらずや」と云ひ、議論紛然、兩日（六月四日・六日）に亘り、遂に多数を以て原案に決す。

数日の後、(明治天皇) 久元を召して、「前日の議は汝等（三条・土方等）の論ずる所、正鵠を得たり」と告げたまふ。

これによれば、明治天皇（当時満三十五歳）は、伊藤博文・井上毅らの起草した「皇室典範案」を審議する枢密院の会議に毎回臨席され「黙聴」しておられ、その会議で第三十三条の永世皇族制案が多数により決まった。

けれども、そのさい「五世以下（王・女王）、姓を賜ひて臣下に列する」制限案を提議した三条実美・土方久元らのほうが「正鵠を得た」妥当な意見だ、と後で仰せられたという。御聰明な天皇は、三条らと同じく、宮家皇族が代々増殖していくば、その生活を支える費用が不足し、品位の保持も困難になることを予測され、懸念しておられたのである。

三 典範増補と皇族身位令

そこで、あらためて当時の論議を振り返ると、すでに明治十五年（一八八二）設置の内規取調局で作った「皇族内規」初案には、令制と同じく「皇兄弟・皇子を親王」「親王（一世）より四世（玄孫）までを皇親」とし、「（五世より）七世までは、なほ王名を得るも皇親のかぎりに非ず」「八世に至り、公爵に列す」などとみえる。つまり、「皇親」の範囲を限定し、八世孫からすべて華族に降す方針を考えていたのである。

これがまもなく否定され、同二十二年『皇室典範』で永世皇族制にしてしまったのは、何故か。実は明治十二年八月に誕生された嘉仁親王（のち大正天皇）が幼少時からご病弱で、学習院の初等科・中等科におけるご勉学すら困難な状況にあり、万が一に備えて宮家の皇族（皇子）を確保しておく必要があつたからである。しかし、幸い満十八歳で成人され、同三十一年より有栖川宮威仁親王が「東宮賓友」として力を尽くし、同三十三年五月、九条節子妃と結婚される前後から、進んで全国各地を歴訪されるほど元気になられた。

しかも、翌三十四年（一九〇二）四月、長男裕仁親王（のち昭和天皇）、翌三十五年六月、次男雍仁親王（のち秩父宮）、同三十八年一月、三男宣仁親王（のち高松宮）が次々と誕生しておられる。さらに、維新当初は一代か二代限りとされていた傍系の宮家は、『皇室典範』のもとで永世皇族制によつて、段々と「枝葉繁盛」するに至つたのである。

ただ、明治天皇の欽定された『皇室典範』は、帝国憲法と同様、「改正」することが難しい。そこで、慎重に検討を重ねた結果、元來の規定を補充する名目で修正することになり、明治四十年（一九〇七）二月制定の『皇室典範増補』（全八条）で、次のごとく示されるに至つた。

第一条 王は、勅旨又は情願に依り、家名を賜ひ華族に列せしむることあるべし。

第六条 皇族の臣籍に入りたる者は、皇族に復することを得ず。

この修正第一条について、前掲の『明治天皇紀』は、後略部分で「皇室典範を増補し、賜姓臣下に列するの条を加へたまひしは、蓋し此の議（明治二十一年の三条・土方らが唱えた永世皇族反対論）に基づくと云ふ」と、わざわざ付記している。それゆえ天皇も嘉納されたのであろう。なお、第六条は臣籍降下した者が「上下の名分」を曖昧にしないため明文化されたのである。

その上、同四十三年（一九一〇）制定の『皇族身位令』は、第四章「降下」に詳しい規定を設けている。すなわち、まず第二五条で、右の典範増補第一条により「情願を為すには、王満十五年以上たること」、また第二七条で、王から「華族に列せられたる者には、世襲財産を賜ふこと」などである。

四 皇族降下の施行準則

ところが、当時の諸王で「家名を賜ひ華族に列せしむる」際に「世襲財産を賜ふ」などの好条件をつけられても、自ら臣籍降下を「情願」する者は、ほとんどいなかつた（僅かに明治四十三年、北白川宮能久親王の四男輝久王が侯爵小松輝久となつた一例のみ。なお、典範増補以前に五男と六男が陛下し、伯爵を賜つてゐる）。

そこで、二十年ほどたつた大正七年（一九一八）、宮内大臣波多野敬直が、現在の（宮家）皇族は、いずれも皇室と血縁遠きに付き、「現存の皇族の子孫を臣籍に下す」ため、その基準作成を帝室制度審議委員会（委員長伊東己代治）に求めた。それを承けて、委員の倉富勇三郎（帝室会計審査局長官）・平沼駿一郎（検事総長）・岡野敬一郎（行政裁判所長官）らが素案を作り、翌八年一月から一年余り、何度も協議している。その真剣なやりとりは、倉富の日記に詳しい（平成十三年三月『書陵部紀要』第五二号所載「倉富勇三郎日記『皇族ノ降下ニ関スル施行準則』関係抄録」参照）。

その揚句、同九年三月、委員会から枢密院議長山県有朋に対し「皇族の降下に関する内規」の審査報告が提出された。ついで、この内規を諮問された枢密院は、名称を「皇族の降下に関する施行準則」と改めて可決した。さらに、その準則を諮詢された皇族会議では、一部の皇族から異論がでた。けれども、宮内大臣は枢密院の可決奉答に基づいて施行を奏請し、五月十九日、裁可施行されるに至

つた。その本文と付則は、左の通りである（第三条と付則の後半を省く）。

皇族の降下に関する施行準則（以下略称「皇族降下の施行準則」）

第一条 皇玄孫の子孫たる王、明治四十年二月十一日勅定の皇室典範増補第一条、及皇族身位令第二十五条の規定に依り、情願を為さざるときは、長子孫の系統四世以内を除くの外、勅旨に依り家名を賜ひ華族に列す。

第二条 前条の長子孫の系統を定むるは、皇位継承の順序に依る。

第四条 前数条の規定は、皇室典範第三十二条の規定に依り、親王の号を宣賜せられたる皇兄弟の子孫に之を準用す。

附則

此の準則は、現在の宣下親王の子孫、現に宮号を有する王の子孫並兄弟及其の子孫に之を準用す。但し第一条に定めたる世数は、故邦家親王の子を一世とし、実系により之を算す。

ちなみに、この準則は、数年前まで近代史の研究者さえ十分認識していなかつたようである。しかし、平成十七年十一月「皇室典範に関する有識者会議」の『報告書』で、Ⅲ「安定的で望ましい皇位繼承のための方策」補論「旧皇族の皇籍復帰等の方策」（七〇八頁）の「参考資料」¹⁷「皇籍離脱・皇籍復帰の否定の歴史と制度」（四五〇六頁）に図Aのような形で紹介され（下の注記※もその要約）、今なお首相官邸のホームページ・ページ（<http://www.kantei.go.jp/singi/kousitu>）に掲載されている。

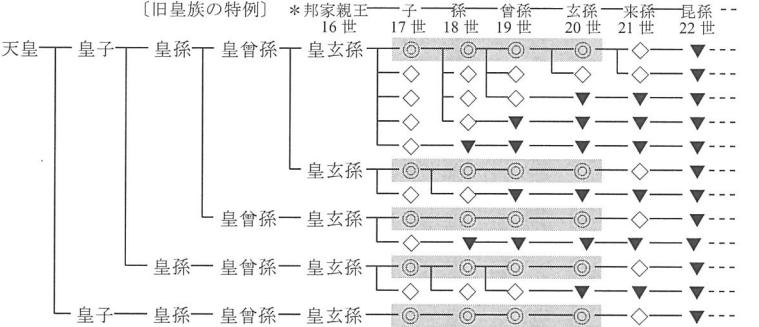


「皇族陛下の施行準則」特例適用略圖

- ・昭和 22 年（1947）皇籍離脱した「近代宮家」（山階・賀陽・久邇・梨本・朝香・壬久邇・竹田・北白川・閑院・東伏見の 11 宮家）は全て伏見宮家 16 世（20 代）邦家親王の子孫。
- ・大正 9 年（1920）降下準則の特例適用による人々は、大体①②世代が幕末・維新期に宮家創立、②③が明治・大正時代の生まれ、④が昭和戦前の生まれ、⑤は昭和戦後の生まれ。⑥は平成の生まれ。
- ・左の下段太字は、旧宮家（久邇・賀陽・東久邇・竹田の 4 家）子孫の未婚男子（平成 24 年 5 月現在の満年齢）

A. 「皇族陛下の施行準則」による王の離脱の適用表

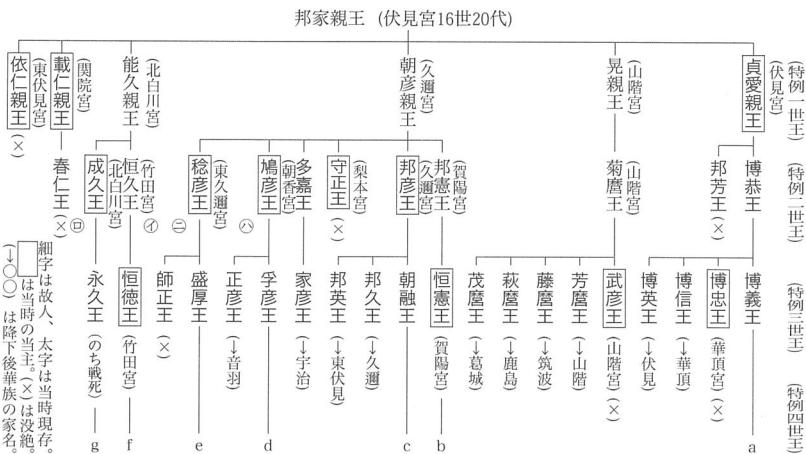
〔世数〕 1世 2世 3世 4世 5世 6世 7世 8世 9世 10世
〔身位〕 親王 —— 親王 —— 親王 —— 王 —— 王 —— 王 —— 王 —— (王) —— (王) ---



※王（5世以下の皇族）のうち、◎は施行準則によっては皇籍離脱をしない方、◇は皇籍離脱をする方、▼は誕生した時から皇族でない方。

※邦家親王(伏見宮16世)の子孫であった宮家は、それぞれ長男の系統のみ17世～20世までを皇族とし(◎)、それ以外の方は皇籍離脱をする(◇)。その結果、17～20世であっても、次男以下の系統では皇籍離脱をする(◇)。長男の系統も21世は皇籍を離脱し(◇)、22世以降は誕生したときから皇族ではない(▼)ことになる。

B. 大正9年(1920)当時の宮家皇族男子の略系図



この系図は『書陵部紀要』52号の「倉富勇三郎日記」解説を参考に補訂
※明治天皇の4皇女のうち、④昌子内親王は竹田宮恒久王に（明治41年）、⑨房子内親王は、北白川宮成久王に（明治42年）、⑩允子内親王は朝香宮鳩彦王に（明治43年）、⑪聰子内親王は東久邇宮稔彦王に（大正4年）それぞれ降嫁。

※昭和22年(1947)10月(一斉降下) 当時、邦家親王の玄孫(特例4世)に当る各宮家の長子は、a 博明王(15歳)、b 邦寿王(25歳)、c 邦昭王(17歳)、d 優彦王(3歳)、e 信彦王(1歳)、f 恒正王(6歳)、g 道久王(9歳)、尚、gは昭和15年・永久王(31歳)薨去により宮家繼承。

五 準則による臣籍降下

この準則（典範増補・皇族身位令を含む）によれば、「天皇の皇子を一世として四世の皇玄孫」（これまでが親王）の「子孫たる王」は、「長子孫の系統」で「四世以内を除くの外」（つまり九世以降）、満十五歳以上（実際は成人の満二十歳）に達すると、全員が（建前は当人の「情願」により）「家名を賜ひ華族に列す」ことになったのである。しかし、大正九年（一九二〇）当時存在した宮家の方々（系図の太字）は、いずれも室町初期の栄仁親王（一三七二～一四五六）を初代とする伏見宮家の第十六世・二十代邦家親王（一八〇二～一八七二）の子孫であつたから、この準則を杓子定規に適用すれば、直ちに全員降下しなければならない。そこで、付則を設け、例外的に「故邦家親王の子を一世とし」実系（養子不可）の玄孫（特例四世王）までに限るとしたのである。

その結果、大正九年当時の宮家当主は邦家親王の子（特例一世王）までに限るとしたのである。孫（三世王）と玄孫（四世王）までの長子孫は皇族として留まりえた。しかし、それ以降（特例五世以下）は全員降下することになり、それ以前でも長子孫以外（二男以下）は次々降下しなければならない。そのため、これから昭和二十年（一九四五）までの二十五年間に、長系当主以外の方々（系図中の→降下華族家名）十名、他に大正九年以後誕生の二名）は、成人後に臣籍降下され侯爵か伯爵を賜わっている。

ところで、占領軍の皇室財産凍結指令により十一宮家が皇籍離脱を余儀なくされた昭和二十二年当時、直宮（じきみや）（秩父宮・高松宮・三笠宮）以外の傍系宮家では、邦家親王の玄孫（四世王）男子が十三名おられた。しかし、この準則が戦後も存続していた場合、特例四世王のなかでも、長男六名（系図a

）以外は、成人に達すれば次々降下され、しかも次代の五世から全員降下しなければならないことになつていたのである。

ただ、すでに明治天皇の内親王四方は、明治の終りから大正の初めに四宮家（①竹田宮・②北白川宮・③朝香宮・④東久邇宮）へ降嫁している。それゆえ、もし男系（父系）のみに限らないで女系（母系）のつながりも認めるならば、この四宮家の場合は明治天皇の四内親王（女系）を通じて現皇室と極めて近い関係にあり（特に③の長子盛厚王には昭和天皇の長女成子内親王も^{しげ}降嫁）、その長子孫系統は八世王まで皇族として留まりえたであろう。もちろん、皇族の状況変化により、準則自体が更に見直されることになつた可能性も少くない。

（初出、日本学協会『日本』平成二十二年十月号、のち拙著『皇室典範と女性宮家』平成二十四年六月、勉誠出版所収）